

□ =



= =

= = 全中連 N E T 通信

= =

∞ ∞ ∞ 2025.7.14 ∞ ∞

= =

全国中小企業団体連合会（全中連）

〒105-0004

= =

東京都港区新橋 4-14-1 新橋 AUN ビル 4 階

= =

TEL：080-6582-2001

= =

e-mail：info@zenchuren.gr.jp

= =

= = = = =

《目 次》

第 1 回ブロック代表者会議開催される 2

北海道商工連盟・北海道商工連盟協同組合が総会を開催 2

下請法等の改正法が成立 4

最近の主な動き 5

今後の主な日程 5

第1回ブロック代表者会議開催される

活動方針などの議案が承認される

第1回ブロック代表者会議が6月30日（月）にZoomにて開催されました。

報告事項として、各ブロックでの活動についての報告がありました。6月27日に北海道商工連盟は、協同組合の総会が開催され、協同組合の設立50周年の記念式典も執り行われたとの報告がありました。（詳細は後述の記事をご覧ください）

関東ブロックでは9月5日に理事会を開催する予定で、九中連では7月25日の熊本での総会へ向けて準備を進めているとの報告がありました。

続いて協議事項に入り、活動報告、決算報告、活動方針、予算について審議され承認されました。

そのあと、会費のあり方についての議論がなされ、新たな案の提出もありましたが、これらの案をもとに今後も議論を進めてゆき、今年度中に結論を出すということとなりました。

政策要望については、年収の壁問題、賃上げと社会保険料の問題、インボイス制度や消費税などについて意見が交わされました。

今後の日程については、次回のブロック代表者会議を7月30日（水）にリモートで開催し、会費の問題や政策要望について議論することとしました。

北海道商工連盟・北海道商工連盟協同組合が総会を開催

協同組合設立50周年記念祝賀会も開催される

北海道商工連盟・北海道商工連盟協同組合は、6月27日に第52回定期総会および第51回通常総会を札幌市内のホテルで開催しました。

議題の「2024年度事業報告」「2025年度事業計画(案)」等が、全会一致で承認されました。

また、1999年以来、商工連盟・協同組合の会長・理事長を歴任された商工連盟会長の峰崎直樹元参議院議員が職を辞され、後任に徳永エリ参議院議員が就任しました。

峰崎直樹前会長には、長きにわたり商工連の組織・運動を牽引されてこられたご労苦に感謝を申し上げます。

また、北海道商工連盟・協同組合は、設立以来、北海道選出の参議院議員が、会長・理事長に就任され中小企業の代表として制度施策の実現に向けご尽力をいただいております。

新会長に選出された徳永エリ参議院議員は、今までも副会長・副理事長の立場でご尽力いただきましたが、今後は会長として、益々の活躍が期待されます。

また、同日、北海道商工連盟協同組合設立50周年記念祝賀会が開催されました。

協同組合は、北海道商工連盟設立の翌年、1975年4月8日、北海道知事の認可を受け発足し、今年で50周年を迎えました。

祝賀会は、組合員企業のほか、北海道副知事や札幌市経済観光局長など行政機関をはじめ、多くの国会議員・自治体議員・労働団体の皆さんにもご参加いただきました。

理事長の勝部賢志参議院議員は、7月の参議院議員通常選挙に2度目の挑戦をいたしますが、ガソリン減税やインボイス廃止など中小企業・小規模事業者の政策実現に向け、一層の努力する旨の決意を示されました。
(北海道商工連盟専務理事 高柳薫)



北海道商工連盟協同組合設立50周年記念祝賀会〔演壇上は勝部賢志理事長（参議院議員）〕

下請法等の改正法が成立

「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める

2025 年 5 月 16 日に国会で 下請法等の改正法が成立し、同月 23 日に公布されました。改正法は 2026 年 1 月 1 日から施行されます。今回の下請法等改正による変更点として、「下請」等の用語の見直しや、価格据置取引への対応、手形払等の禁止、運送委託の対象取引への追加、従業員基準の追加、面的執行の強化などが行われます。

主な改正事項

1 改正法案の概要

＜規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法関係）＞

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止する。

（２）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止する。また、その他の支払手段（電子記録債権やファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止する。

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数 300 人（役務提供委託等は 100 人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充する。

（５）面的執行の強化

関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設する。

（６）その他所要の改正を行う。

＜振興の充実（下請中小企業振興法関係）＞

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加する。

（２）適用対象の追加

製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加する。また、法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加する。

（３）地方公共団体との連携強化

国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定する。

(4) 主務大臣による執行強化

主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加する。

<「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等関係）>

用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。また、題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

2 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。

問い合わせ先

（下請代金支払遅延等防止法関係）

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3373（直通）

（下請中小企業振興法関係）

中小企業庁事業環境部取引課

電話 03-3501-1669（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

◎最近の主な動き

6月 27日 北海道商工連盟定期総会、同協同組合通常総会・50周年祝賀会〔札幌〕

6月 30日 全中連第1回ブロック代表者会議〔Zoom〕

◎今後の主な日程

7月 25日 九中連定期総会〔熊本〕

7月 30日 全中連第2回ブロック代表者会議〔Zoom〕